

## 成年後見人等がお手伝いできること

### ● 日常のお金や財産の管理

- ・預貯金通帳、印鑑の管理
- ・収支の管理（預貯金管理、年金受け取り、公共料金・税金の支払いなど）
- ・不動産の管理、処分
- ・遺産分割
- ・不利益な契約の取り消し

### ● 医療や介護につなげる 生活の支援

- ・定期的な訪問や生活状況の確認
- ・適切な医療を受けるための手配
- ・書類の内容確認、役所の申請手続き
- ・介護サービス利用、施設入所のための契約
- ・施設などへの改善申し入れ
- ・住む場所を決めるための契約

### 生活上のケアは職務に含まれません

- × 食事づくりや掃除、日用品の買い物をする
- × 介護をする、毎日話し相手になる

### 他にも、できないことがあります

- × 身元保証人、身元引受人になる
- × 手術をする、しないを決める
- × 結婚や離婚、養子縁組などの手続きをする
- × 投資などリスクをとる資産運用をする
- × 本人の利益にならない費用を支払う(親族や第三者が支払うべきお金の支払い・立替)

## 成年後見制度に関する相談窓口

### 65歳以上の方について

#### ● 地域包括支援センター(お住まいの地区担当へ)

<b>名護第1地区</b> 大北、大中、大西、大東、世富慶、数久田	<b>「かりゆしぬ村」</b> 名護市字宇茂佐1705-25 53-1102
<b>名護第2地区</b> 為又、宮里、大南、港、城、東江、名護	<b>「名護厚生園」</b> 名護市宮里5-4-29 43-5316
<b>屋部地区</b> 屋部、宇茂佐、宇茂佐の森、中山、旭川、勝山、山入端、安和	<b>「りゆうしん」</b> 名護市字屋部468-1 43-9595
<b>羽地・屋我地地区</b> 源河、稲嶺、真喜屋、川上、仲尾次、親川、山田、仲尾、田井等、振慶名、伊差川、内原、古我知、我部祖河、呉我、屋我、饒平名、我部、済井出、運天原	<b>「瑞穂の郷」</b> 名護市字親川571 43-6200
<b>久志・三共地区</b> 久志、豊原、辺野古、二見、大川、大浦、瀬嵩、汀間、三原、安部、嘉陽、底仁屋、天仁屋、喜瀬、幸喜、許田	<b>「二見の里」</b> 名護市字瀬嵩181-8 55-8701

#### ● 名護市 介護長寿課 包括支援係 53-1212 (内線105)

### 知的・精神障がいのある方について

#### ● 名護市 社会福祉課 障がい支援係 53-1212 (内線101)

※ 来所相談を希望される方は、できるだけ事前にご連絡ください(担当者が不在の場合があります)



これからもずっと、安心して暮らしていくため、いっしょに考えてみませんか。

# 法定後見制度

ほうていこうけんせいど

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、財産管理や契約行為などをサポートしてもらうための制度です。  
ご本人の状態によって3種類にわけられます。

## 後見 ほとんど判断ができない人

【例】判断がしっかりしているときがほとんどなく、自分ひとりですることが少ない。

→「**成年後見人**」が、すべての法的行為を代行します。

## 保佐 判断能力が著しく不十分な人

【例】判断がしっかりしているときもあるが、金額の大きな買い物や契約の場面で支障が出る。

→「**保佐人**」が、裁判所が定めた重要な契約や財産管理の代理・判断をします。

## 補助 判断能力が不十分な人

【例】もの忘れ、読み書きの困難さ、気持ちの波などがあり、重要な契約を自分ひとりの判断で行うのが心配。

→「**補助人**」が、裁判所が定めた特定の契約や財産管理の判断の手助けをします。

### もっとくわしく知りたい方へ



厚生労働省のサイト  
「成年後見はわかり」



法務省のサイト  
Q&Aで詳しく解説



【動画】法定後見制度  
法務省YouTubeチャンネル

## どうやって利用するの？

本人や家族などが、管轄の家庭裁判所に「後見等開始の申立て」を行い、家庭裁判所の審理を経て、後見人等が選任されます。

申立てにあたっては、本人の生活状況や精神状態などについて記載した「申立書」や医師の診断書、本人の戸籍謄本などの書類を家庭裁判所に提出します。  
※手続きが難しく感じたら、裏面記載の窓口へご相談ください。書類の書き方や添付資料の準備方法をご案内します。

## どんな人が後見人になるの？

親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職（第三者）が候補者になることができます。本人の気持ちや暮らしの様子などを考慮し、本人に合った人を家庭裁判所が決めます。

※候補者が誰もいない場合も申立てできます。

## 「申立て」って誰がするの？

本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見人等が行います。本人による申立てが難しく、身寄りがなかったり関われる親族がいなかったりする場合、市区町村長が申立てすることができます。

## 申立て前に、チェック！

- ☑ 本人の障がい身体的なものだけの場合や、単なる浪費の場合は制度の対象になりません。
- ☑ 申立人の希望する人が後見人に選ばれるとは限りません。
- ☑ いったん申立てをすると、家庭裁判所の許可を得なければ取り下げをすることができません。
- ☑ 後見人等の責任は、本人が亡くなるか、判断能力が回復するまでずっと続きます（現在、より柔軟な制度設計が検討されています）。

## お金はかかるの？

● 申立て手続き費用：診断書等の必要書類取得の他、裁判所に提出する収入印紙や郵便切手などの費用をあわせると1万円前後となることが多いようです（家庭裁判所が必要とした場合のみ、5～10万円程度の「鑑定料」がかかることがあります）。

● 後見人等への報酬：後見人等の活動に対して後払いする形です。後見人等の申立てを受け、裁判所が金額を決定します（財産が1,000万円以下なら月額2万円程度が目安ですが、個別の事情で金額は異なります）。  
※経済的な事情で支払いが難しい方は、市の助成制度を利用できる場合がありますのでご相談ください。

裁判所の後見ポータルサイトには、手続きや後見事務に関する解説動画があります。申立てをされる方、後見人等の候補者となる方はぜひ「後見ポータルサイト」のダウンロードもできます。



「後見ポータルサイト」

**那覇家庭裁判所名護支部**（名護バスターミナル近く）でも動画視聴、書式受け取りが可能です。事前に電話連絡の上、受付時間内に訪問してください。

● 電話：52-2742 ● 住所：名護市字宮里451-3  
● 受付：9時～11時、13時～16時

今はまだ大丈夫だけど、そのうち必要になるかも・・・

# 任意後見制度

にんいこうけんせいど

現在は判断能力の十分ある方が、いざというとき速やかに支援してもらうため「公正証書」による契約を結んでおく制度です。前もって本人が「任意後見人」を選び、判断能力が低下した時に家庭裁判所に申立てして「任意後見監督人」が選任されてはじめて効力が生じます。  
※判断能力のあるうちから利用できる「見守り契約」「財産管理等委任契約」などのオプション契約もあります。



【動画】任意後見制度